（採取　法人用）

誓　約　書

　　　年　　　月　　　日

和歌山県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

当法人、及びその全ての役員は、温泉法第１４条の２第２項第２号から第４号までに該当しない者であることを誓約します。

温泉法（昭和２３年７月１０日法律第１２５号）

（温泉の採取の許可）

第１４条の２

２ 　都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

１ 　当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。

２ 　申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者であるとき。

３ 　申請者が第１４条の９第１項（第３号及び第４号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者であるとき。

４ 　申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。